

日本臨床検査医学会 近畿支部 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本臨床検査医学会近畿支部と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人日本臨床検査医学会の目的達成のため近畿地区における臨床検査医学の発展と活性化を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、以下の事業を行うものとする。

1. 支部総会の開催
2. 支部例会の開催
3. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して社員(評議員)の推薦
4. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して支部理事の推薦
5. 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して功労会員の推薦
6. その他必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は以下の4つとする。

- 1 正会員：原則として近畿在住および在勤の一般社団法人日本臨床検査医学会会員
- 2 学生会員：近畿地方（京都府，大阪府，滋賀県，兵庫県，奈良県，和歌山県）に在住する日本臨床検査医学会学生会員
- 3 支部功労会員：本会に功労のあった者で、本会に助言することができる。
- 4 支部名誉会員：本会に多大な貢献をした正会員の中から支部幹事会で推薦し、支部総会で承認を得た者で、本会に助言することができる。

(退会)

第5条 居住地と勤務地を近畿地区以外に移動した会員並びに、一般社団法人日本臨床検査医学会を退会したものは、本支部会を退会とする。

第3章 会 費

第6条 支部年会費の徴収は行わない。

第4章 役員

(役員を選任等)

第7条 支部長は、支部幹事会において正会員の中から選出する。

- 2 支部幹事は、支部幹事会において正会員の中から選出し、支部長が委嘱する。
- 3 支部監事は、支部幹事会において正会員・支部名誉会員または支部功労会員の中から選出し、支部長が委嘱する。
- 4 支部顧問は、支部幹事会において正会員・支部名誉会員または支部功労会員の中から選出し、支部長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 支部長の任期は1期2年で2期までとするが、任期中に満65歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。

- 2 支部幹事の任期は1期2年で、重任は妨げないが、任期中に満65歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。
- 3 支部監事の任期は1期4年で、重任は妨げない。任期中に満65歳を越えてもなお、任期は継続するものとする。
- 4 支部顧問は任期を定めない。

(役員役割)

第9条 支部長は本会の業務を総括し、会を代表する。

- 2 支部幹事は支部長を補佐し、会務を分担する。
- 3 支部監事は運営および会計を監査する。
- 4 支部顧問は、会務全般について支部幹事会、支部評議員会に助言を与える。

第5章 支部幹事会

(開催)

第10条 支部幹事会は、必要なときに開催する。

(構成)

第11条 支部幹事会は支部長、支部幹事、支部監事で構成する。

(権限)

第12条 支部幹事会は次の事項について決議する。

- 1 支部長の選任
- 2 支部総会長、支部例会長の選任
- 3 計算書類の承認

- 4 支部規約の変更
- 5 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦
- 6 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦
- 7 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦
- 8 その他支部活動に必要な事項

（決議）

第 13 条 支部幹事会は過半数の出席によって成立する。委任状をもってあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

- 2 支部幹事会の決議は出席者の過半数の賛成により決する。

第 6 章 支部評議員会

（開催）

第 14 条 支部評議員会は、年に 1 回開催する。

（構成）

第 15 条 支部評議員会は近畿地区に在住または勤務する日本臨床検査医学会評議員で構成する。

（権限）

第 16 条 支部評議員会は支部役員を推薦することができる。

第 17 条 支部評議員会は支部幹事会の決議事項について質疑、承認を行う。支部幹事会の決議事項を否決した場合は、その事項について代替決議を行った上で、支部総会で承認を受けなければならない。

（決議）

第 18 条 支部評議員会は過半数の出席によって成立する。委任状をもってあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

- 2 支部評議員の決議は出席者の過半数の賛成により決する。

第 7 章 支部総会

（開催）

第 19 条 支部総会は、年に 1 回開催する。支部学術集会は原則として支部総会の会期に合わせて開催する。

（構成）

第 20 条 支部総会は第 4 条のすべての支部会員をもって構成する。

（権限）

第 21 条 支部評議員会の承認事項に対する質疑・承認を行う。

(決議)

第 22 条 支部総会は出席者数の如何によらず成立し、非出席者は議長に議決を一任したものとみなす。

第 23 条 支部総会の出席者が支部会員総数の半数を超えている場合は、出席者の過半数の議決により、支部評議員会で承認・決議された事項を否決し、支部評議員会に議案の変更と再審議の請求を発議することができる。

第 8 章 支部例会

第 24 条 支部例会は年に 1 回開催する。

第 9 章 支部会計

第 25 条 本支部の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 10 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員（評議員）の推薦

第 26 条 一般社団法人日本臨床検査医学会の細則の選出基準に基づき、正会員の中から支部幹事会で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）候補を選出し、支部評議員会で承認した者を日本臨床検査医学会に推薦し、推薦年度内に支部総会で承認を得る。

第 11 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦

第 27 条 一般社団法人日本臨床検査医学会の支部理事は、正会員の中から支部幹事会で選出し、支部評議員会で承認した者を日本臨床検査医学会に推薦し、推薦年度内に支部総会で承認を得る。

第 12 章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦

第 28 条 一般社団法人日本臨床検査医学会への功労会員の推薦は、正会員で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員（評議員）を 65 歳で定年退任した者の中から支部幹事会で選出し、支部評議員会で承認した者を日本臨床検査医学会に推薦し、推薦年度内に支部総会で承認を得る。

本会則は令和 5 年 10 月 22 日から施行する。